

中山町ケアマネジメントに関する基本方針

1. 基本方針の趣旨について

介護支援専門員・地域包括支援センター職員等は制度全般の知識や介護サービスを必要とする利用者への理解により、介護保険法の理念である高齢者の QOL の向上、自立支援・介護予防・重度化防止に資することを目的としたケアマネジメントを行う必要があります。

この基本方針は、介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を保険者、介護支援専門員等と共有し、ケアマネジメントの質を向上させることで、介護保険法の理念の実現を目指すものです。

2. 基本方針について

(1) 居宅介護支援に関する基本方針

中山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例に基づき、以下のとおりとします。

- ・利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ・利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の事業者、種類に不当に偏らないよう、公正中立に行います。
- ・指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、保険者、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）等との連携に努めます。
- ・居宅介護ケアマネジメントは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ・指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する居宅介護ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(2) 介護予防支援に関する基本方針

中山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例に基づき、以下のとおりとします。

- ・利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。

- ・利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の事業者、種類に不当に偏らないよう、公正中立に行います。
- ・指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、保険者、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）、その他地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。
- ・介護予防ケアマネジメントは、利用者の介護予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ・指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の維持・改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定します。
- ・指定介護予防支援事業者は、自らその提供する居宅介護ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

3. 地域ケア会議について

当町では、高齢者の自立した生活を支援するために地域ケア会議を推進しています。この会議は、リハビリ専門職等が高齢者の自立支援に向けたアドバイスを行う「自立支援型地域ケア会議」であり、高齢者の課題解決、QOLの向上、地域課題の把握にもつながりますので積極的に参加してください。

4. ケアプラン点検について

当町では、介護給付適正化事業の一環として、ケアプラン点検を実施しています。この点検は、指導監査とは異なり、「ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、自立支援・重度化防止に資する適切なケアプランとなっているか」を、保険者と共に検証確認しながら、介護支援専門員の気づきを促し、質の高いケアマネジメントとなるよう改善を図るものです。

5. 居宅介護支援事業所における特定事業所加算について

特定事業所加算の制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、医療・介護連携への積極的な取組み等を総合的に実施することで、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的としていますので、積極的に取得していきましょう。